

験・適正検査および身体検査

問 防衛省・自衛隊和歌山地方協力本部
有田募集案内所 ☎ 82・6631

案内

不良空き家の除却にかかる補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの恐れのある危険な建物を解体する所有者などに対し、撤去費用の一部を補助する制度です。

●申請できる人

空き家の所有者、空き家の所有者の相続人または空き家の所有者の同意が得られている土地所有者。

●補助対象となる空き家

有田川町内にある個人所有の住宅で、町から不良空き家の認定を受けたもの（延べ床面積の半分以上を住居として使用していたもの）。

※事前に不良空き家の認定を受ける必要があります。町が実施する住宅の不良度判定で評点が基準以上となる空き家が認定されます。

※同一敷地内に居住者がいない土地であることなど、この他にも条件があります。

●補助対象となる空き家／次のすべてを満たすもの

・認定不良空き家およびその敷地内にある工作物のすべてを除去する工事であること。

・有田川町に本店を置く法人または本町の住民基本台帳に登録のある者が行う工事であること。

・建設業法の許可（土木工事業・建築工事業・解体工事業）を有する業者および、解体工事登録者が請け負うものであること。

●補助金の額／除却費用の3分の2（上限50万円）

●募集予定戸数／20戸程度（予算上限に達し次第締め切ります）

●補助申請受付日／5月7日（火）
※役場開庁日時に伴う

問 吉備庁舎建設課

福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とし「タクシー利用料金助成制度」を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することで、タクシーの基本料金相当額を助成します。

この制度の対象となる方は、次のとおりです。

●対象者／本町の住民基本台帳に登録があり次のいずれかの手帳をお持ちの方

①身体障害者手帳1級・2級

②療育手帳A1・A2

③精神障害者保健福祉手帳1級

※場合によっては助成の対象とならないことがあるのでご注意ください。

●交付枚数／年間24枚

●利用できるタクシー会社／町が指定する事業所

●利用できる期間／2020年3月31日まで

●申請に必要な物／対象となる障害者手帳・印鑑

●申請受付窓口／金屋庁舎やすらぎ福祉課・吉備庁舎住民課・清水行政局住民福祉室

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課

5月12日は 民生委員・児童委員の日

有田川町の民生委員・児童委員97人は、全国民生委員児童委員連合会が発表した「支えあう 住みよい社会 地域から」のスローガンのもと、

地域の皆さまの立場に立って、安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、「地域版活動強化方策」を策定し、

吉備・金屋・清水支部ごとに、多くの機関と連携してさまざまな取り組みをしています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員です。地域の一人として住民の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐパイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や、児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力しています。

主任児童委員とは、民生委員・児童委員のうち、担当区域を持たず、児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員のことをいいます。児童福祉関係機関との連絡調整や地域の児童委員と連携しながら、課題を抱える子育て家庭への支援をはじめとした児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員には、法律に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

問 金屋庁舎やすらぎ福祉課